

---

プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 4 号の修正：IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 4 月 7 日及び 8 日に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の「IFRS 第 4 号の修正：IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用」のセッションに関して、ASAF 会議資料の概要及び ASAF 会議への対応 (案) を説明することを目的としている。

2. 今回の ASAF 会議の目的は、次の通りとされている。

(1) 概要説明

- 2016 年 3 月の IASB 会議での暫定決定事項
- 2016 年 4 月の IASB 会議 (口頭)

(2) ASAF メンバーからの意見聴取

- 2016 年 3 月の IASB 会議での暫定決定事項
- 今後の審議予定に加えるべき「その他の論点」

なお、ASAF メンバーには、保険契約プロジェクト全般にわたる検討状況に対する見解は求められていない。

3. 本資料上、IASB が 2015 年 12 月に公表した公開草案「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用 (IFRS 第 4 号の修正案)」を「ED」と称する。

## II. 背景

### ED の概要

4. IFRS 第 9 号「金融商品」の発効日は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度と規定されているが、新たな保険契約基準は 2016 年 2 月の IASB 会議において文案作成作業の開始が承認されたばかりであるため、現時点においては、IFRS 第 9 号が先行

して適用される状況が想定されている。

5. IASB は、IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準の発効日が異なる点について、関係者へのヒアリングを実施した結果、一部の市場関係者から、次のような懸念が示されていることを認識した。
  - (1) 財務諸表利用者において、IFRS 第 9 号を新たな保険契約基準の前に適用した場合に純損益に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチや一時的なボラティリティを理解することが困難である可能性がある。
  - (2) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約を発行する企業において、新たな保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に、IFRS 第 9 号の分類及び測定要求事項を適用しなければならない点で不都合があり得る。
  - (3) 財務諸表作成者及び利用者の双方において、短期間に 2 組の大幅な会計上の変更があると、多大なコストと労力を生じる可能性がある。
6. 上記の懸念に対処すべく、IASB は 2015 年 5 月から 10 月にかけて審議を行い、2015 年 12 月に公表した本 ED では、次の 2 つの方法を提案した。<sup>1</sup>
  - (1) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約を発行する企業に、指定された金融資産から生じた収益又は費用の一部を純損益からその他の包括利益 (OCI) に振り替えることを認める方法 (以下「上書きアプローチ」という。)
  - (2) 支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約の発行である企業について、IFRS 第 9 号の適用を一時的に免除する方法 (以下「一時的免除」という。)
7. 本 ED における上記アプローチに関する提案の概要は下表のとおりである。

|    | 上書きアプローチ  | 一時的免除   |
|----|---|---|
| 要件 | 以下の要件の両方を満たす。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・当該金融資産を、<u>IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約に関するものとして企業が指定している。</u></li> <li>・当該金融資産は、<u>IFRS 第 9 号に従うと FVPL に分類され、IAS 第 39 号に従っていたならば、全体が FVPL に分類されるものではなかったであろうもの</u>である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保険契約の発行が報告企業にとって支配的活動 (predominant activity) である。</u></li> <li>・<u>保険契約の発行が報告企業にとって支配的活動かどうかの当初の評価は、延期しなければ IFRS 第 9 号の適用開始が要求されるであろう日 (すなわち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度) における企業の負</u></li> </ul> |

<sup>1</sup> コメント期限は 2016 年 2 月 8 日に終了した。

|      | 上書きアプローチ   | 一時的免除   |
|------|--|---|
|      |  | <u>債総額に対する、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う（定量的な閾値は設けない）。</u> |
| 会計処理 | 上記要件を満たした金融資産について、下記 (i) と (ii) の差額を <u>純損益から除外して、OCI に認識すること</u> を認める。<br>(i) IFRS 第 9 号に従うならば純損益に認識されるであろう金額<br>(ii) IAS 第 39 号に従って純損益に認識された金額 | <u>報告企業単位で、IFRS 第 9 号の発効日を延期</u> することを認める。                                |
| 発効日  | (1) 発行日は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする。<br>(2) 企業が IFRS 第 9 号を早期適用する場合に限って、これらのアプローチの早期適用を認める。   |   |
| 失効日  | 失効日は定めない（ただし、新たな保険契約基準が適用された時点で、本アプローチは適用できなくなる）   | 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを認めない。ただし、同日後に上書きアプローチの適用を選択することができる。      |

8. 本 ED では、一時的免除の要件に関して、どのような場合に保険契約の発行が支配的活動であると判断するのかについて、特定の定量的閾値は示されていない。しかしながら、本 ED の結論の根拠では、「支配的活動であること」は高い閾値であることが意図されており、例えば、企業の負債の 3/4 が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約から生じた負債である場合、「支配的活動であること」の要件を満たさないこととなる旨が記載されている。

### 3 月 IASB 会議（コメント・レター等の要約と今後の対応方向性）

9. 2016 年 3 月の IASB 会議では、IASB スタッフは、本 ED に対して提出されたコメント・レター及び IASB が実施したアウトリーチを通じて聴取した意見の要約を報告するとともに、本 ED に関する再審議におけるプロジェクトの対応方向性について暫定決定を求めた。

10. コメント・レター及びアウトリーチで寄せられた意見の概要は、下表のとおりである。

| ED 提案に賛成する意見  | ED 提案に反対する意見  |
|---|---|
| <b>上書きアプローチと一時的免除の2つのアプローチを設けること</b>  |   |
| <p>2つのアプローチを設けることには反対はなかったものの、上書きアプローチと一時的免除のどちらを選好するかに関しては、次のとおり意見が割れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの作成者（特に、欧州、北米、アジア）は、一時的免除が適用日の相違から生じる懸念に対処する唯一の方法と考えている。この考えは、監査人、会計関連団体、各国の基準設定主体とも共有されていた。</li> <li>・ほとんどの利用者は、一時的免除よりも上書きアプローチを選好していた。</li> </ul> |   |
| <b>一時的免除の適用対象の範囲</b>  |   |
|   | <p>ほとんどの回答者（利用者も含めて）が、ED 提案（支配的活動か否か）では一般的に保険者と見做されている企業が対象とならないため、一時的免除の対象となる企業の範囲は狭すぎると考えていた。</p>             |
| <b>一時的免除の適格性を評価するレベルを報告企業レベルとする（報告企業よりも下のレベルを認めない）こと</b>  |   |
| <p>・ほとんどの利用者及び規制当局は報告企業レベルでのみ評価することを支持していた。</p>   | <p>・ほとんどの作成者、監査人等は、銀行業など他の事業を持つグループ内の保険会社が、連結財務諸表でIAS第39号を適用できるように報告企業よりも下のレベルで評価するアプローチも認められるべきであると主張していた。</p> |
| <b>一時的免除に確定した適用期限満了日を設定すること</b>   |   |
| <p>・ほとんどすべての利用者、ほとんどの規制当局、及びいくつかの基準設定主体及び監査人は、提案された確定した期限満了日を支持した。</p>  | <p>・ほとんどの作成者は、確定した期限満了日を設けることを支持せず、一時的免除は新たな保険契約基準の強制適用日に消滅すべきであると考えていた。</p>                                    |

11. コメント・レター等で寄せられた意見を踏まえ、IASB スタッフは、2016年3月のIASB 会議において、各論点の対応の方向性を次の通り提案した。

(1) 一時的免除と上書きアプローチ（の双方）を設けるべきであること

（理由）

- 上書きアプローチは、発効日の相違から生じる主たる懸念である「一時的なボラティリティと会計上のミスマッチ」に対処できるため、影響を受けるすべての企業に対して適用できる。
- 一時的免除は、いくつかの企業に関しては、発効日の相違から生じるすべての懸念に効率的に対処できるため、対象を限定して適用することができる。

(2) 一時的免除と上書きアプローチの適用は任意とすべきこと

（理由）

- 適用を任意とすることは一般的に企業間の比較可能性を低下させるという欠点はあるが、IFRS 第9号はIAS 第39号と比べて大幅な改善が図られていることから、報告企業によるIFRS 第9号の適用を禁止することは適切ではない。
- 上書きアプローチは、IFRS 第9号とIAS 第39号に関して二重にシステムを保持する必要性などの追加的なコストに関して懸念が示されているが、任意とする（適用しないという選択肢をとる）ことで対処できる。

(3) 一時的免除の適格性評価は、報告企業レベルでのみで行うこと（即ち、評価は報告企業のすべての活動を考慮して行う報告企業単位では、財務諸表上のすべての金融資産に対して、IFRS 第9号か、IAS 第39号のいずれか1つの基準しか適用されない。）

（理由）

- 多くの財務諸表利用者と規制当局は、IFRS 第9号とIAS 第39号の両方が適用される、会計方針が一貫していない財務諸表より、IFRS 第9号もしくはIAS 第39号のいずれかを適用する、一貫した会計方針を保持する財務諸表の方が有用であると考えている。
- 報告企業レベルで評価すると、一時的免除を適用した報告企業が、重要性の低い銀行業務にIAS 第39号を適用するという問題はあるが、この問題は同一の財務諸表にIFRS 第9号とIAS 第39号の両方が適用されるよりはよい。

- 報告企業レベルで評価すると、報告企業のグループ内の IFRS 第 9 号を適用している企業と IAS 第 39 号を適用している企業の間で、金融資産の移転することによる会計上の裁定を避けることができる。

なお、IASB スタッフは、一時的免除の適格性評価の要件について、一般的に「保険者」と見做されている企業群を適切に捉えていないかもしれないとの意見に同意している。このため、IASB スタッフは、適切な企業を捕捉できるように、適格要件の変更を検討することとしている。

(4) 一時適用免除に確定した適用期限満了日を設けること

(理由)

一時的免除をサポートする合理的根拠は、その免除が短期間だけ利用できるという点にしかない。一時的免除を適用できる期間が長くなるほど、一時的免除を適用する企業とそれ以外の企業の間と比較可能性が欠如する期間が長くなる。また、一時的免除を要望する者の多くは、IFRS 第 9 号と新たな保険契約基準の発効日のギャップは短いことを前提としていた。

12. また、アジェンダ・ペーパーでは（暫定決定を求めているものの）本プロジェクト計画について下表のとおり概説している。これらの技術的論点を 2016 年 4 月及び 5 月の IASB 会議で決定することができるのであれば、2016 年 9 月には IFRS 第 4 号の最終修正版を公表することができるとしている。

| 主要テーマ                                   | 検討すべき論点   |
|---|---|
| 一時的免除<br>(4月のIASB<br>会議での議<br>論を指<br>す) | (a) 適格性の要件の修正 <sup>2</sup><br>(b) 要求される開示<br>(c) 適格性を判定するタイミング（適格かどうかを企業はいつ判定するか）<br>(d) 企業は一時的免除の適格性を再評価すべきかどうか、また、再評価するとしたらどのような状況か<br>(e) 企業は確定した期限満了日より前に一時的免除の適用を中止できるかどうか |
| 上書きアプ<br>ローチ                            | (f) どの資産に本アプローチが適用できるかを明確化する<br>(g) 企業が上書きアプローチの適用を中止することを要求される又  |

<sup>2</sup> 本 ED では、企業の負債総額（分母）に対する、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約から生じる負債総額（分子）の比率に基づいて行うとしている。これに対して EFRAG は、分母である負債の総額から、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号において公正価値で会計処理される資産運用業務とヘッジ商品に係る負債、及び保険契約と投資契約の管理に関連する負債を除き（この結果、分母は小さくなり、算定される比率は高くなる）、そのうえで IASB が想定している比率（第 8 項参照）よりも高い閾値を設定することを提案している。

| 主要テーマ                 | 検討すべき論点   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>は許容される状況。その際に企業が適用すべき処理</p> <p>(h) 包括利益計算書における表示（本 ED で提案した選択を制限すべきかどうか）</p> <p>(i) 要求される開示</p> <p>(j) 企業は新たな保険契約基準の適用する前に上書きアプローチの適用を中止できるかどうか</p>  |
| その他の論点                | <p>(k) 一時的免除の確定した期限満了日、及び、同満了日を上書きアプローチにも適用すべきかどうか</p> <p>(l) 特定の初度適用者に上書きアプローチ又は一時的免除（又は双方）の適用が許容されるように IFRS 第 1 号の例外を設けるべきかどうか</p> <p>(m) 持分法の適用にあたって（IAS 第 28 号に従って関連会社及び共同支配企業への投資を会計処理するときに）、企業が金融商品に関して統一した会計方針を使用して財務諸表を作成する（IAS 第 28 号 35 項）ということに対する例外を設けるべきかどうか</p> |
| Due Process<br>バロット許可 | <p>(n) Due Process は完了したか</p> <p>(o) IFRS 第 4 号の修正のバロット手続きを開始することの許可</p> <p>(p) その時点で、ボード・メンバーのなかに反対意見を述べる予定の者がいるかどうか</p>   |

13. 3 月の IASB 会議では、本資料第 11 項のスタッフ提案通り暫定決定がされている。

### III. ASAF 会議における質問

14. 2016 年 4 月に開催予定の ASAF 会議では、上記を踏まえ、次の点について質問がされている。

(1) 2016 年 3 月の IASB 会議で行われた暫定決定について、コメントはあるか。

(2) IASB が今後再審議を行うに当たって検討を行う他の論点について、コメントはあるか。

#### IV. ASBJ 事務局による気付き事項

15. 3月のIASB会議の暫定決定は、一時的免除の適格性の要件に関する再検討を除き、基本的には本EDの提案内容を確認する方向で暫定決定がされている。なお、一時的免除に確定した期限満了日を設定することが暫定決定されているが、具体的な期日については今後の会議で決定されることが予定されている。
16. このため、ASAF会議においては、日本国内においてIFRSを適用している保険会社が極めて限定的であることを念頭に置きつつ、基本的には本EDに対する当委員会からのコメント・レターの内容に沿って適宜対応することが考えられる。

以 上